

平成30年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月25日〔木曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

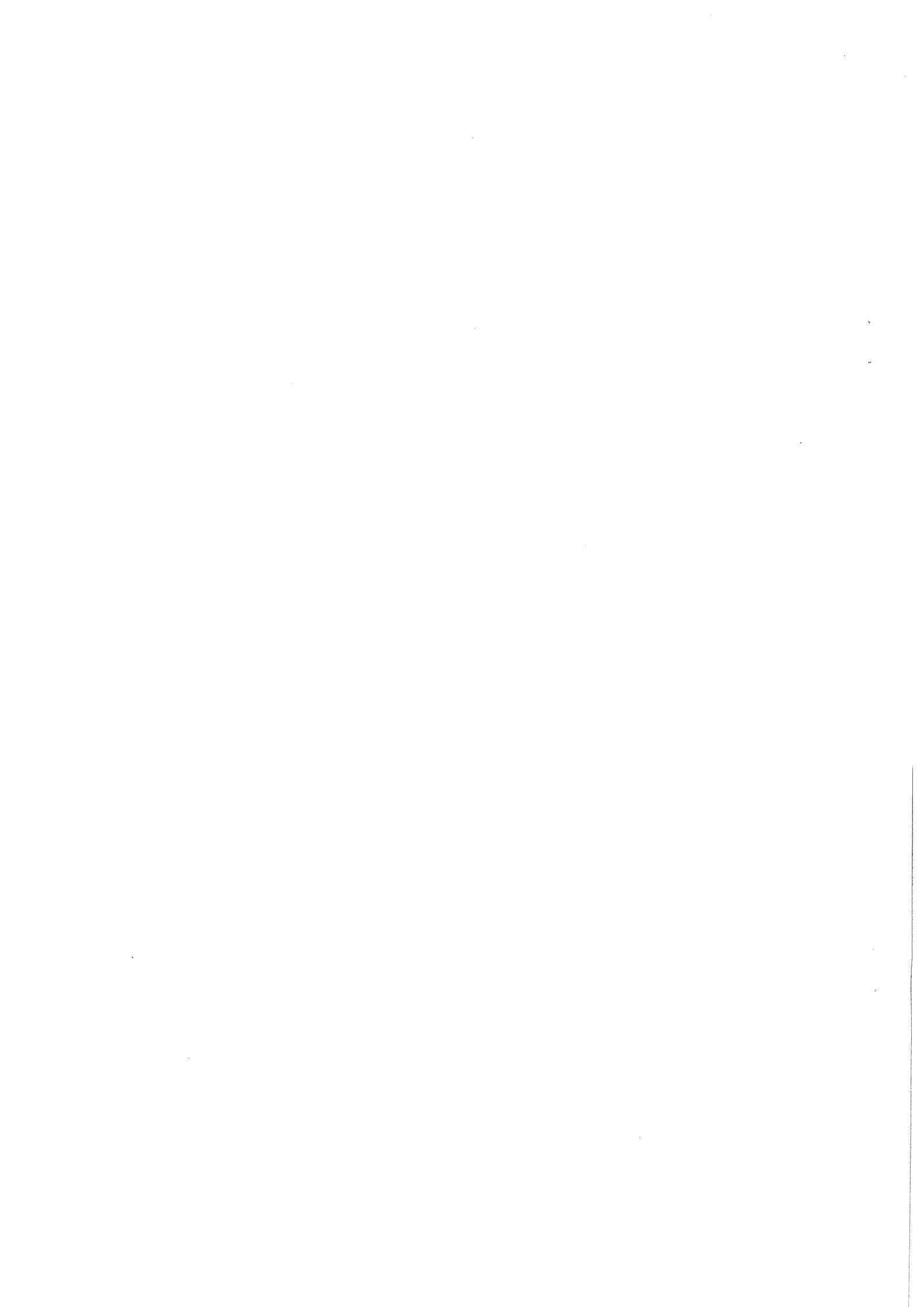
会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農業振興地域計画変更(用途変更)の意見の聴取について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

おはようございます。定刻になりましたので、10月の定例総会を開会いたします。
それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。また、先日の研修会への参加については大変ご苦労さまでした。

さて、基幹作物であるさとうきび等が台風24号により多大な被害を受けたことは大変残念でありました。自然災害とは言え、その被害対策については、関係機関が連携し更なる努力を重ねる必要があると考えます。被害状況について資料も添付してありますのでご覧下さい。

本市の農業を取り巻く状況は非常に厳しいものがありますが、農業の経営安定につながるような農地の有効利用に努めてまいりたいと思います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。最近、朝夕が寒くなっておりますので体調管理に気を付けていただきたいと思います。

○議長

それでは、10月の定例総会を開会いたします。

○議長

はじめに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員には、8番日笠山委員と9番牛越委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農業振興地域計画変更（用途変更）の意見の聴取について及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。これにつきましては関連がありますので一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括して説明いたします。資料は1ページから2ページです。

1番です。申請地は伊関浜脇地区の土地1筆で、台帳現況地目牧場、面積6,485平米であります。申請理由としまして、申請人は現在肉用牛を100頭飼育していますが、申請以前に規模拡大を図るにあたり70頭規模の畜舎を建設し、併せて増頭に当たり必要となる農業機械（トラクター・飼料調整機械）を格納する倉庫を建設しております。

しかし、申請地の農地区分が農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であることから、現在、農林水産課にて利用目的を「牧場」から「農業用施設」へ用途変更し、用途変更完了後に「農用地利用計画指定用途」として農地転用を行おうとするものです。

周辺は道路、畑、山林がありますが、被害防除計画書、被害防除誓約書及び畜産経営環境保全に関する意見書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、既に畜舎及び倉庫が建設されていることから顛末書が添付されております。農業委員会での意見聴取後に縦覧期間や県の審査が行われ、利用目的の用途変更の告示後に許可指令書の交付となります。以上で説明を終わります。委員の皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましては、昨日、現地調査が行われております。それでは調査委員長長の報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。昨日、12番、13番委員、事務局より2名、農林水産課より2名、地区担当委員、

2名で現地調査を行いました。議案第1号及び議案第2号については、同じ内容ですのでまとめて報告いたします。

平成23年に畑から牧場に地目変更した際の認識不足で、平成25年に畜舎及び倉庫を建設してしまったということでした。今回、補助金等の申請をしようとした際、用途変更及び農地転用申請をしなければいけない事がわかったのだそうです。既に畜舎・倉庫等が建設されていることについては顛末書を添付しております。これからの西之表の畜産を担っていく若者です。もっと規模拡大していきたいと話しており頑張ってもらいたいものです。話し合いの結果、許可相当という意見で一致いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番委員です。ただいま調査委員長の報告どおりでございます。補足をするならば、平成23年に地目を牧場と変更した際、簡易牛舎を認めると言われたことに規模の誤解が生じ、建築に至ったということでございます。このことにつきまして、本人に全く悪意を持って建てたという気持ちはなかったということでございます。

また、写真を見ても解るとおり、かなり大規模な牛舎が建っております。この牛舎を建てるに当たり、地元住民の多くが手伝いに行きました。実際私も行きましたがその中で、地目の用途変更等の会話がなされなかったということが非常に残念なことでありました。

一番大事なことは、当時の農業委員の方が、地域の会話の中で聞いたことについて、現地を確認に行くとか、聞き取りをするなどを怠ったことも原因になるのではないかなと私を含めて、反省するところでございます。

以上、調査委員長の報告のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号及び議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○8番委員

8番です。この牧場には、私も研修に行きました。その時には、すでに立派な牛舎が建っておりますが、この牛舎とは別に70頭規模のものを建てる予定なのでしょう。

○事務局

今回の申請は、既に建っている牛舎及び倉庫についての事で、その建てた牛舎が70頭規模のものであるという説明であり、まず、この以前建てたものについて審議をして追認しないと今後の規模拡大も図れないということになります。

○8番委員

はい、わかりました。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○議長

それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号及び議案第2号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第1号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」は承認することとし意見を市長に送付いたします。

また、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城松島地区です、台帳地目は畑ですが、昭和42年頃から耕作せず、現在宅地となっております。交付基準2に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。これにつきましても昨日、現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

12番です。昨日、12番委員、13番委員、事務局より2名、地区担当委員2名で現地調査を行いました。整理番号1ですが、場所は、種子島医療センターのごみ収納庫の横を通らなければいけないような場所でした。事務局より説明があったとおり、昭和42年頃から耕作せず昭和50年頃、家を建てたということです。10年前から人が住んでおらず、現在空き家となっております。進入路もないため、交付基準2に該当すると思われます。許可相当という意見で一致しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

ただいまの委員長の報告どおりです。

○議長

はいありがとうございました。ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

それでは無いようですので採決いたします。議案第3号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」です。資料は4ページになります。4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は現和浅川地区です。数年、耕作していないため荒れているので遊休農地解消対策事業を活用して利用してもらいたいとのことです。賃借料は、年17,000円、畑かんは、借り主負担でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員にお願いいたします。

4ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は榕城の城地区です。賃借料は標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員にお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が2件です。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○4番委員

上段の方ですけれども、数年耕作して荒れているにも係わらず賃借料はこの代金ということでよろしいのでしょうか。

○事務局

この件については、借り手を探す際に、遊休農地の解消対策事業を使ってという方法もあるという事で、あくまでも、あっせんをする中で本人さんとの交渉になってくると思います。

○4番委員

この事業の予算的な余裕はあるのですか。

○事務局

はい、まだ予算の方は大丈夫です。

○議長

他に質疑はありませんか。

○9番委員

上段のほうで質問があります。遊休農地解消事業というのは借り主が申請をするんですよね。その上で、17,000円の標準額はいかがなものかとおもいますが。

○事務局

荒れている農地を再生して借りたいということであれば、事業を活用した方が良いのではという話であって、貸し手の要望として、事業を使って年間17,000円をお願いしたいということなので、これがそのまま契約になるのではなく受け手の方によっても違ってくると思います

○6番委員

6番委員です。せっかく遊休農地解消対策事業について話がありましたので、事務局の方にお願ひですが、みなさん委員の方は農業をしているのでわかると思いますけれども、私も別の事業で耕作放棄地を解消しているところでございますが、この対策事業で、1反につき30,000円とか50,000円という金額が提示されておりますけれども実際、この畑を耕作をする方は畑の中だけじゃないんですよ。やはり土手の周りの整備にもかかわってくることも十分考えられます。是非、地代の交渉や契約の交渉にあたる際に、農地だけでなく周辺整備の事も考慮していただければと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。他にありませんか。

○議長

無いようですので「あっせん委員」になられた方はよろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まずはじめに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年11月1日から平成33年10月31日の3年間、地目畑、面積1,871平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年11月1日から平成35年10月31日の5年間、地目畑、面積5,784平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の6ページをご覧ください。

続きまして「所有権の移転」です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年11月1日に所有権を移転するものです。地目田、面積1,581平米、所有権を移転する者1人受ける者1人です。内訳については2の2ページを、詳細については

2の3ページから2の4ページをご覧ください。

続きまして農地中間管理事業分の利用権設定についてです。3の1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成30年12月1日から平成40年11月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1,929平米及び1,035平米で合計面積2,964平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。「利用権の設定」整理番号1から3について審議をいたします。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。10月23日、9時借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、さとうきび等作付している新規就農5年目で、現和校区在住の青年であります。現地は、2枚ともサトウキビを植え付けていました。堤ガ中原の畑はB分類に近いA分類、荒崎はB分類の畑というより竹山でした。借り人の父に相談したところ、借り人が先ほど話が出ました「遊休農地解消対策事業」を利用しましたので、助成金をもらう予定です。そして5年間は借り賃はタダということころで話がまとまり今回の契約となりました。農業機械は、親の機械を借り、経営技術についても何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3番委員

3番です。整理番号2について説明いたします。10月23日、午前8時に推進委員立ち会いのもと、借り人、出席のもと、貸し人については体調が悪く電話で確認をとっております。申請のとおり、期間が3年、地代が18,000円となっております。両方確認をとっております。借り人につきましては新規就農3年目ということで、地域の今後の後継者として大変期待を持てる青年ですので、許可相当と考えますので審議方よろしく願いいたします。

○11番委員

11番です。整理番号3について説明します。23日に貸し人と借り人立ち会いの中、現地調査をしました。貸し人は土地持ち非農家で、借り人は、現和の農業法人です。申請農地は、中割の藤田プラントの横にありまして、その周辺にも耕作されていない農地がありまして、その農地も含めて、現在、造成中です。造成後には、全体で3haほどになるのではないかという話でした。造成後には、安納芋を耕作するというものでした。許可相当と思います。審議をよろしく願います。

○議長

ただいま事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○6番委員

6番委員です。整理番号1につきまして、借り人はトラクターとか機械類は持っていないということですが、親の手助けを借りてやるということによろしいですか。（はいの声あり）

○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から3番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」1番から3番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」1番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いいたします。

○7番委員

7番です。整理番号1について報告いたします。10月24日、譲受人立ち会いのもと推進委員とともに現地調査を行いました。譲渡人は、埼玉県在住の土地持ち非農家です。譲渡人は、将来、島に帰ってくる予定もなく田・畑・家屋の処分を代理人を通じて行っているということで、今回、田の売買の話になったようであります。譲受人は、水田を中心に畜産経営を営む専業農家でございます。農業機械等も一式揃っており、経営技術等にも何ら問題はないと思えます。田は、既に加工米が作付けされておりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

それでは無いようですので採決いたします。「所有権の移転」整理番号1について原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、利用権の設定「中間管理事業分について」審議いたします。これについて、質疑のある方は挙手をお願いいたします。


○議長


無いようですので採決いたします。利用権の設定「中間管理事業分について」原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成ですので、利用権の設定「中間管理事業分について」は、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

8番委員 日笠山 隆 

9番委員 半越 紀幸 